

かんえいさんねんめいこうしょう  
寛永三年銘洪鐘

市指定有形文化財（工芸品）

熊野大社の石段を上りきった場所に大きな釣鐘があります。この鐘は、北条郷（現南陽市一帯）  
代官だった安部右馬助綱吉あべうまのすけつなよしが寛永3（1626）年に奉納したものです。また、この鐘には、「鐘の音  
を聞ければ人々の願いは叶えられ、三界の苦は消え、悟りに至る」と願文がんもんが刻まれています。

かつて、南陽市の人々は、この鐘の音を合図に田畑に働きに出て、また仕事を終えていました。  
このように、人々の生活に密接に関わっていた鐘でしたが、この鐘が無くなってしまう危機がこれ  
まで2回もありました。

1 回目は、明治時代初期に、「寺にあるべき梵鐘ぼんしょうが神社にあるのはけしからん、取り払え」とい  
う政府の命令があり、2 回目は昭和 17 年に、「鐘を鑄つぶして、大砲や鉄砲を作るから供出きょうしゅつしろ」  
という同じく政府の命令があったためでした。

この2つの命令に対して南陽の人々は「この鐘は、私たちの心のよりどころであり、毎日の生活  
や仕事になくてならないものだから、何とか無くさないでください」と何度もお願いして、保存さ  
れることになりました。

このように、熊野大社の洪鐘は、人々の願いと保存活動があって守られてきたのです。



南陽市文化財保護審議委員 須崎寛二  
平成 28 年 6 月 1 日号 市報なんよう掲載